軽微な変更説明(計画変更協議)に係る手数料徴収の取扱いについて(令和7年4月1日)

一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター

令和7年4月1日改正の確認検査業務手数料規程第10条において、軽微な変更説明書(計画変更協議)の審査についても手数料を定めたところですが、該当する軽微な変更を下表②のとおり例示しましたので、参考としてください。

【留意事項】

- ・基本的には下表②に例示するような計算等による審査が必要な変更について「軽微な変更説明書(計画変更協議)」 (軽微様式1)を提出いただき、手数料をいただくことになります。 も該当する場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- ・<u>原則として計算等を要しない、一見して適法と判断できるような変更(下表③)については「軽微な変更報告書」</u> (軽微様式2)を提出いただくこととし、手数料は不要とします。
- ・参考に計画変更申請が必要な場合(下表①)も記載しておりますが、従来の取扱いと変わるものではありません。
- ・手数料は変更協議の都度いただくことになりますので、できる限りまとめて協議されることをお勧めします。
- ・計画変更申請は協議を経ないで提出されることも可能です。軽微な変更説明(協議)により計画変更申請を要することと判断された場合には説明(協議)に係る手数料は不要とします。なお、同時に、計画変更に該当しない変更があった場合には、それらについては②又は③で取り扱うものとします。

| 更に該当し、一見して適 できるもの |
|----------------------------------|
| 【手数料不要】 微な変更報告書」 |
| 「「「「「「」」 |
| |
| 更 (屋外配管の経路変更等) |
| ンス等の追加、変更 |
| |
| 増加(CAD 測定) |
| |
| |
| * |
| 変更 24h換気の変更を伴わない) |
| の変更(面積の増加) |
| の変更(非居室部分) |
| 更(延焼範囲内の防火設 |
| |
| 風量変更(風量の増加) |
| 位置移動 |
| 警報器の位置変更 |
| の変更(ガス→IH) |
| 使用材料の変更 |
| 変更 (左記を除く) |
| 2置移動、変更(洗面、手洗い) |
| が低くなる |
| の変更(面積に影響なし) |
| 変更(高さ等に影響なし) |
| 変更(壁量計算に影響なし) |
| |
| |
| 亦更(0.4.1 投票)。早分即何)) |
| 変更(24h換気に影響無し) 更 |
| 又 |
| |
| |
| |
| 定の変更(同等以上の部 |
| 影響なし) |
| 変更(同等以上の配筋又 |
| |
| |
| の本用(小型) チュンの旧ク) |
| の変更(設置しないの場合) |
| |
| 亦甫 (答託粉の亦甫) |
| 変更(箇所数の変更) |
| |